

【スタンダードコース】

ファルクラム 第33回 租税法研究会



～租税回避行為の否認の限界・課税仕入れの対象となる対価～

Yahoo 事件などが話題となっている中で、今回は、租税回避事例の代表的事案である「三越事件」を取り上げます。A が B に土地を譲渡するに当たり、A に対する譲渡所得の課税を免れるために、土地の売買契約ではなく、①B を地上権者とする長期間の地上権を設定し、また、②A を借主とする年 1% の低利での消費貸借契約を設定した上で、③上記地上権設定契約の地代と上記消費貸借契約の利息とを相殺する予約を締結したという事例です。租税回避の定義を含め、租税回避否認論についての理解を深めましょう。

また、管理組合に支払った前区分所有者の滞納管理費等が消費税法 30 条 1 項の「課税仕入れに係る支払対価の額」に該当するかが争われた事例を取り上げ、課税仕入れの対象となる「対価」の検討を行います。

◆日時：2014年6月14日(土) 13:00～15:30

◆参加費：一般 30,000円(ファルクラム会員無料※1事務所2名まで)

◆お試し参加：特別割引価格 3,000円(※名古屋開催につき特別割引価格)

◆会場：オフィスパーク宝第一ビル貸会議室605B

(名古屋市中区栄2-5-1 宝第一ビル/地下鉄東山線伏見駅(名古屋駅より1駅)4番出口より徒歩5分)

講師：ファルクラム代表理事 中央大学商学部教授 酒井 克彦

【内 容】

●租税回避行為を否認して通常の取引形式を選択し、これに課税することは許されないとされた事例(三越事件)

—東京高裁昭和 47 年 4 月 25 日判決—

●管理組合に支払った前区分所有者の滞納管理費等が消費税法の「課税仕入れに係る支払対価の額」に該当するかが争われた事例—名古屋高裁平成 25 年 3 月 28 日判決—

その他、グループ討議によるディスカッションを実施します。

◆主 催：一般社団法人ファルクラム

(HP をご覧ください <http://www.fulcrum.info/>)

所在地：〒185-0033 国分寺市内藤 1-25-1 B 号

【次回のご案内】 ファルクラム第 34 回租税法研究会

◆日 時：7/12(土) 13:30～16:00

◆会 場：ハロー貸会議室 Shibuya(渋谷)

◆テーマ：サラリーマン・マイカー訴訟

—最高裁平成 2 年 3 月 23 日第二小法廷判決— ほか 1 件

研究員(会員事務所)募集

(DVD 会員・YouTube 会員の募集)

租税法研究会・学習用 DVD を通じて、事務所のリスクマネジメントを図りましょう。

租税法研究会とは：

租税法研究会は、いわば大学院のゼミのようなスタイルで、会員と講師(酒井克彦教授)により行われる裁判例を素材にした発表を基に、会員と講師を交えてディスカッションをしながら、実務家としてどう考え、対処するべきかという視点で理論的・実務的に検討を行う研究会です。条文の読み方、判例の読み方、法律的主張の構成を学び、リーガルマインドの養成を図ります。

会員特典(一部のご紹介)：

★租税法研究会の無料参加(年 8 回開催)

★公開セミナーの無料参加(昨年 4 回開催)

★毎月 1 回の学習用講義 DVD(酒井克彦教授のオリジナル講義 DVD。40～60 分程度)

★租税法研究会欠席時の DVD 無料送付

通信ファルクラム制度のご紹介：

★租税法研究会・学習用講義を DVD 又は YouTube で受講する制度です。詳細については事務局までお問い合わせください。

◆お申込方法 以下の必要事項をご記入の上、FAXにてご返信ください。

ご芳名			事務所名		
ご住所	会員の方はご芳名・TEL・参加者名のみの記載で結構です。				
TEL			FAX		
E-mail			お試し参加希望 ☐ (√チェック)		
参加者名					

お問い合わせ：一般社団法人ファルクラム (E-mail：jimu@fulcrum.info) 042-806-9843 (9～17 時) 土日祝除く



お申込みFAX番号:042-806-9844(随時受付)

<送信前にFAX番号を再度、ご確認ください。>